

不動産特定共同事業等の不動産証券化手法を活用した再生事業の形成に向けた専門家派遣等の支援事業について

事業の内容

- ✓ 遊休不動産の再生・活用を促進し、アフターコロナを見据えた地域課題の解決を図るため、不動産特定共同事業を中心とした不動産証券化手法による遊休不動産の改修事業を行おうとする事業者及び地方自治体に対し、専門家を派遣し、法務、会計、税務面の検討、事業計画の策定等について支援を行います。



考えられる事業例

- シェアオフィス機能を付帯した住宅として遊休不動産を活用する事業
- 中心市街地に立地する空き店舗等の遊休不動産を体験型商業店舗へ転用する事業
- 一定エリア内にある空き家等の遊休不動産及び観光資源を活用し、エリア一体による宿泊・短期居住施設を整備・運営する事業
- 地方における研修施設（合宿利用・ワーケーション利用等）を整備・運営する事業
- 健康増進の観点から、老朽化した体育施設等を再生する事業
- アフターコロナを見据え、社会の様々な「不確実性」に備えたレジリエントなまちづくりを目指す事業
- 公共が所有する老朽化施設を移住促進に資する用途に転用再生を行う事業